

令和 7 年 3 月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和 7 年 2 月 2 0 日

番 号	件 名	提 出 者	付託委員会	紹 介 議 員
33-1	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書（陳情）	（提出者の希望により非公開）	経済建設委員会	
33-2	「持続可能な学校の実現をめざす意見書」採択を求める請願（請願）	伊那市公立学校教職員組合 代表 田中 達也	総務文教委員会	小池 隆

<趣旨説明希望一覧>

番 号	件 名	趣旨説明
33-1	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書（陳情）	希望なし
33-2	「持続可能な学校の実現をめざす意見書」採択を求める請願（請願）	希望なし

令和7年2月12日

伊那市議会

議長 田畑 正敏 様

(33-1)

(件名)「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書(陳情)

【陳情の趣旨】

物価高騰が続き、住民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者は深刻です。

また、価格転嫁が出来ず人材確保に苦しむ中小業者、観光業、農林水産業の経営にも打撃を与えています。

住民の暮らしを守るためには、賃上げの動きを加速させ、国民の消費購買力を高め、経済の好循環を作る必要があります。

そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

2024年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,163円、長野県では998円、最も低い県では951円にすぎず、毎日8時間働いても月14万～17万円(税込み)と最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することは出来ません。

長野県と東京都では、同じ仕事でも時給で165円、年収で約30万円もの格差となります。

賃金引上げによる経済の好循環を作り出すためには、最低賃金の1,500円以上への大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律制へ法改正を行うことが喫緊の課題になっています。

先に行われた衆議院解散総選挙でも主要政党の多くが、最低賃金1,500円を公約しており、政権与党である自民党(2020年代に)、公明党(5年間で)も目標年度を示す等、最賃の大幅引き上げは党派を超えた国民的課題となっております。

その一方で、最低賃金の地域格差と中小業者、観光業、農林水産業支援については議論が進んでいません。

前述の2点(最低賃金1,500円と全国一律制)が後回しになれば、最賃引き上げの恩恵を受けるのは都市部と大企業だけになってしまいます。

日本の最低賃金は、地域別であることが上がらない原因になっています。

現行法では、最低賃金決定の3要素である、その地域の「生計費」と「賃金」、「事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。

地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状をもとに最低賃金額が決め

られるため、低いままとなります。

私たちが行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費は全国どこでも1,500円以上で、地域による大きな格差は認められません。

昨今の物価高騰を受けての再調査では、1,800円を超える結果も出ています。(さいたま市：時給1,826円 2024年10月発表)

これでは人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることが出来ず、地方の人手不足は解消出来ません。構造的な欠陥と言えます。

地域格差とともに課題となっているのは、中小業者、観光業、農林水産業の支援です。

中小業者、観光業、農林水産業における最低賃金の引上げを円滑に実施するには、国による相応の財政出動を伴う抜本的な中小業者、観光業、農林水産業への支援強化が必要です

中小業者、観光業、農林水産業、下請けに関する取り引きの適正化、財政上・税制上および金融上の支援措置、そのための必要な措置を国の義務とする最賃法の改正が必要です。

以上の趣旨から下記の事項の早期実現を求め、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円を実現すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業、観光業、農林水産業への支援を国の義務とする条項を最低賃金法に設けること。

以上

Ｒ 7 年 2 月 17 日

伊那市議会

議長 田畑 正敏 様

33-2

「持続可能な学校の実現をめざす意見書」採択を求める請願（請願）

〔 請 願 事 項 〕

学校の働き方改革推進のため、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

- 1 教職員の負担軽減をはかる観点から、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
- 2 教職員の配置・確保も含め、学校の働き方改革推進のための必要な財源確保等を行うこと。
- 3 長時間労働に歯止めをかけ、教員のいのちと健康が守られる法制度の整備をはかること。
- 4 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

〔 請 願 理 由 〕

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限が守られない状態のまま放置されています。

「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」をふまえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案の提出する」としています。

学校の働き方改革の前進をはかる観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要です。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が欠かせません。

以上をふまえ、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。